		ついて同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十三年度減収補填債」という。）、平成二十四年度において「平成二十四年度地方債同意等予定額について（平成二十五年二月二十二日付け総財地第三十五号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知」）に基づき平成二十四年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十四年度減収補填債」という。）、平成二十五年度において「平成二十五年度地方債同意等予定額について（平成二十六年二月十四日付け総財地第二十三号、総財務第三十号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十五年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年度減収補填債」という。）、平成二十六年度において「平成二十六年度地方債同意等予定額について（平成二十七年二月十三日付け総財地第二十一号、総財務第三十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十六年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度減収補填債」という。）、平成二十七年度において「平成二十七年度地方債同意等予定額について（平成二十八年二月二十九日付け総財地第二十三号、総財務第二十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十七年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度減収補填債」という。）並びに平成二十八年度において「平成二十八年度地方債同意等予定額について（平成二十九年二月二十八日付け総財地第五十三号、総財務第十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十八年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度減収補填債」という。）の額のうち都道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税に係る額並びに地方法人特別譲与税の百分の八十（平成十五年度以降の各年度にあつては百分の七十五）に相当する額、市町村にあつては市町村民税の法人税割及び利子割交付金に係る額の百分の七十五に相当する額	四十五　臨時財政特例対
［2　略］	国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律	千円

		（平成二十三年二月二十三日付け総財地第二十六号及び第二十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十二年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十二年度減収補填債」という。）、平成二十三年度地方債同意等予定額について（平成二十四年二月二十二日付け総財地第三十八号、総財務第二十八号都道府県知事あて総務大臣通知及び総財地第三十九号、総財務第二十九号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十三年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十三年度減収補填債」という。）、平成二十四年度において「平成二十四年度地方債同意等予定額について（平成二十五年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十四年度減収補填債」という。）、平成二十五年度において「平成二十五年度地方債同意等予定額について（平成二十六年二月十四日付け総財地第三十五号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十四年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十四年度減収補填債」という。）並びに平成二十五年度において「平成二十五年度地方債同意等予定額について（平成二十六年二月二十八日付け総財地第二十三号、総財務第二十号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十五年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年度減収補填債」という。）、平成二十六年度において「平成二十六年度地方債同意等予定額について（平成二十七年二月二十八日付け総財地第二十一号、総財務第三十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十六年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度減収補填債」という。）並びに平成二十七年度において「平成二十七年度地方債同意等予定額について（平成二十八年二月二十九日付け総財地第二十三号、総財務第二十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十七年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度減収補填債」という。）の額のうち都道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税に係る額並びに地方法人特別譲与税の百分の八十（平成十五年度以降の各年度にあつては百分の七十五）に相当する額、市町村にあつては市町村民税の法人税割及び利子割交付金に係る額の百分の七十五に相当する額	四十五　臨時財政特例対
［2　同上］	国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律	千円